

座間市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので公表する。

令和7年3月14日

座間市監査委員 島田陽一

同 吉田義人

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の期間

令和6年9月2日から令和7年3月13日まで

第2 監査の対象部局課等

こども未来部 こども家庭課、こども育成課、子育て支援課、保育・幼稚園課

健康部 健康医療課、スポーツ課、保険年金課

福祉部 地域福祉課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、生活支援課

上下水道局 経営総務課、水道施設課、下水道施設課

教育委員会 教育総務課、就学支援課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課、図書館、

座間小学校、東原小学校、相模が丘小学校、座間中学校

第3 監査の範囲及び方法

今回の監査に当たっては、令和6年4月1日から同年8月31日までに執行された監査対象部局課等の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、各課に係わる事項が条例及び規則等に基づいて適正に行われているかを着眼点とし、提出された関係書類の調査・照合、現品の実査及びその他の記録に基づき担当職員から事情を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第4 監査の結果及び意見

監査の結果、財務事務の執行は全般に適正に行われていると認められた。

なお、個別・軽微な不備については、口頭により注意、指導した。

以 上